

2009 年 3 月吉日

平成 21 年度の介護保険料率変更のお知らせ

ミツイワ情報株式会社
サポートセンター
TEL : 03-4360-3115
(土日祝日を除く 9 : 30~17 : 00)

拝啓

貴社ますますご清栄の事とお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

既にご存知の事とは存じますが、協会管掌健康保険（旧政府管掌健康保険）の介護保険料率は、平成 21 年 3 月分（平成 21 年 4 月 30 日納付期限分）以降の保険料から改定されます。

ご使用頂いております「給与計算システム」の「介護保険料率データ変更」が必要になりますので、別紙の手順書（1 枚）をご参照の上、データ修正作業をして下さいます様宜しくお願い申し上げます。

料率の変更処理は 3 月給与計算前又は、4 月給与計算前に行ってください。

【注意】当月徴収のお客様で、既に 3 月給与のデータ登録中の場合は、介護保険料率データを変更後、3 月給与の再計算が必要になります。

敬具

（記）

<介護保険料率>

※率の表示は、千分率（%）です。

	個人負担分	法人負担分	計
介護保険料率	5.950	5.950	11.90

※ 表は、社会保険庁発行の資料に基づき作成したものです。

お客様の適用につきましては、所轄の社会保険事務所または各健康保険組合にて最終確認を行ってください。

※ 介護保険料について

介護保険に必要な費用は、40 歳以上の方に納めていただく保険料で賄う事とされ、その費用は年度毎に決められる事となっています。その為、保険料率についても毎年度見直しを行うこととなります。

以上

介護保険料率の変更に伴う作業手順

1. 変更する時期の確認方法

貴社運用により社会保険料を「当月」又は、「翌月」徴収されているかにより、作業時期が異なりますので、「システム情報」⇒「システム基本1」タブの（右下）「社保徴収月」にて、徴収月を確認して下さい。

- ◇ 「社保徴収月」が「0 当月」になっている場合
平成21年2月給与の支給処理が完了後、平成21年3月給与計算処理を開始（給与データ登録処理で「新規」を実行）するまでの間に行ってください。
- ◇ 「社保徴収月」が「1 翌月」になっている場合
平成21年3月給与の支給処理が完了後、平成21年4月給与計算処理を開始（給与データ登録処理で「新規」を実行）するまでの間に行ってください。

※ 尚、既に新規処理を実行された場合、新料率に変更後、メインメニューより「月次給与(F7)」⇒「給与データ個別登録」メニューにて「再計算」を実行してください。

2. 介護保険料率の変更処理

(1) 介護保険料率の変更（料率を設定して、控除している場合）

- ① メインメニューより「マスタ1(F7)」タブ⇒「システム情報」メニューを選択します。
- ② 「システム基本2」タブを選択し、修正モードにして、「介護保険料率」を「個人負担」「法人負担」とも新料率に変更します。（分母が1,000のときの分子値を入力します。）
※複数社運用されているお客様は、全会社毎に設定変更が必要になります。

<修正例>

	システム基本1	システム基本2	システム基本3
健康保険料率		41.000	41.000
介護保険料率		5.950	5.950

料率は、千分の「0.000」で入力します。

平成21年度の協会管掌健康保険の介護保険料率は、個人負担と会社負担の合計が、11.3%から11.9%に変わります。

※基本マスタ個別登録メニューで、個別に「介護保険額」を設定している場合は、「介護保険額」の修正が必要になります。

3. 注意事項

- ① 会社マスタを使用されているお客様で、会社マスタメニュー内で、介護保険料率をセットされている場合は、「会社マスタ」メニューでの料率変更が必要になります。
- ③ 介護保険料算出に対し、カスタマイズ（機能改善や追加など）を施しているお客様の場合は、作業手順が異なる場合があります。
※ご不明な点がございましたら、サポートセンターまでお問い合わせ下さい。

以上